

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定
と廃棄物埋設事業変更許可申請書との整理表

令和6年1月

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定と廃棄物埋設事業変更許可申請書との整理表

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第3条（変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第4条 ～ 第5条（変更なし）</p> <p>第2節 委員会 （委員会の設置）</p> <p>第6条 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を、原子力科学研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、機構の役員及び職員のうちから、理事長が指名する。</p> <p>3 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員等のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>4 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、第8条第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>5 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、原子力科学研究所の職員等のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>6 品質保証推進委員会の委員長は、第8条の2第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>第7条 ～ 第9条（変更なし）</p> <p>第3節</p> <p>第10条 ～ 第12条（変更なし）</p> <p>第3章 ～ 第9章</p> <p>第13条 ～ 第31条（変更なし）</p> <p>図4.1 ～ 図4.2（変更なし）</p> <p>表4.2.1（変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第3（変更なし）</p> <p>別図第1 ～ 別図第2（変更なし）</p> <p>別記標識第1（変更なし）</p>	<p>【本文】</p> <p>7. 廃棄物埋施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>廃棄物埋施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、次の品質管理体制の計画（以下「品質管理計画」という。）に定める要求事項に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的 ～ 5. 経営者等の責任（記載省略）</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保（記載省略）</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画（記載省略）</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>保安に係る組織は、次に掲げる事項を要求事項として明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に関連する法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に必要な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューでは、次の事項について確認する。</u></p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、各委員会を構成するメンバーを職員から職員等に変更しても、職員以外の対象者は機構を定年退職した職員のうち、引き続き機構に雇用された者で知識及び経験を有する人材を活用するためであり、レビューする体制及び要員の力量に影響しない。（指名対象者の見直しに伴う変更）</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定と廃棄物埋設事業変更許可申請書との整理表

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
	<p>a) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>c) <u>当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u></p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改定する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション（記載省略）</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 ～ 7.3.3 設計・開発からのアウトプット（記載省略）</p> <p>7.3.4 <u>設計・開発のレビュー</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>b) <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p>(2) <u>レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</u></p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 ～ 7.3.6 設計・開発の妥当性確認（記載省略）</p> <p>7.3.7 <u>設計・開発の変更管理</u></p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する。</p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。</u></p> <p>(4) 保安に係る組織は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.4 調達 ～ 7.6 監視機器及び測定機器の管理（記載省略）</p> <p>8. 評価及び改善（記載省略）</p>	